

---

プロジェクト	実務対応
項目	従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引 －公開草案に対するコメントへの対応－

---

### 本資料の目的

本資料は、実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(案)」に対する主なコメントの概要とその対応案を紹介し、これに対するご意見をいただくことを目的としている。これまで、第51回及び第52回実務対応専門委員会において検討が行われている。

2013年10月15日現在案

実務対応報告公開草案第39号

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（平成25年7月2日）

2. コメント募集期間

平成25年7月2日～平成25年9月2日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	一般社団法人 信託協会
CL2	公益社団法人 日本年金数理人会、公益社団法人 日本アクチュアリー会
CL3	株式会社 ライフフーズ
CL4	公益社団法人 日本証券アナリスト協会
CL5	新日本有限責任監査法人
CL6	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL7	株式会社 東京ソワール
CL8	有限責任あずさ監査法人
CL9	あらた監査法人
CL10	日本公認会計士協会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）
CL11	鈴木香織

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。  
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
<b>総論</b>		
1) 公開草案の方向性に賛成する意見	<p>会計処理における実務対応が明らかにされており、本制度の今後の普及に資するものとして歓迎する。</p> <p>本制度は、委託者たる企業が従業員の福利厚生を目的として他益信託を設定し、受託者が信託目的に従い財産を管理・処分するものであり、その経済実態に沿った会計処理の整理がなされているものと認識しており、その方向性に異論はない。</p> <p>従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会または受給権を付与された従業員に、信託を通じて自社の株式を交付する取引は、現状の会計処理にばらつきが見られると言われてきた。これに対して、企業会計基準委員会が当該取引の会計処理に関する実務上の取扱いを明らかにした『公開草案』を支持する。</p> <p>公開草案で提案されている会計処理の方向性につき、概ね賛成する。</p> <p>公開草案で提案されている事項のうち、個別財務諸表における総額法の適用、自己株式処分差額の認識時点、期末における総額法等の会計処理、連結財務諸表における処理、従業員へのポイントの割当等に関する会計処理（受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）及び開示等に関して、これまでの実務を踏まえつつ、実務における多様化を緩和し比較可能性を向上させるものとして、その提案に賛成する。</p> <p>今般の公開草案の取扱いについては基本的に賛成である。</p>	
2) 国際財務報告基準との関係を検討するべきである	<p>本件の取扱いを検討するにあたっては、国際的な基準との関係を検討するべきと思われるが、公開草案には、そのような検討が行われた旨の記載がない。ちなみに、IAS19は、退職給付以外にも Employee Benefits の全般を対象としたものであり、IFRS2 は、Share-based Payment に関する取扱いが記載されているので、これらとの関係を検討するべきではないか。</p>	
3) 法的有効性を信託会社及び財務諸表作	<p>本実務対応報告（案）が対象とする取引は、信託会社を受託者とする信託契約を前提としており（第3項(1)及び第4項(1)）、注釈において法的に有効であることを前提としている。その法的有効性については信託銀行等の信託会社及び財務諸表作成者が立証すべ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
成者が立証すべきことを明記すべきである	きものであることを明記すべきである。	
4) 新たな類似のスキームが適用対象となるかどうかは必要に応じ再検討すべきである	本実務対応報告(案)が、既の実務で行われている該当取引について、一定の考え方を基に当面の取扱いを明らかにすることを目的として開発されたことを理解している。一方で、実務においては本実務対応報告(案)が対象としている取引とは異なる、類似の取引スキームについても開発されていることを認識している。それらの類似の取引が本実務対応報告(案)の適用範囲に該当するか否かについては、本実務対応報告(案)が最終化された後においても検討が必要であり、必要に応じて本実務対応報告の改訂が行われることを希望する。	
<b>各論</b>		
<b>範囲</b>		
5) 退職給付の特徴を有する制度には退職給付会計基準等の適用を検討すべきである	公開草案第44項の記載のうち「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」について、退職給付に関する会計基準及び同指針等は、直接は適用されないものと考えられるとする点を支持しない。 (理由) 「退職給付に関する会計基準」には、退職給付が現金で支払われる場合に限定されるとの記載はなく、また、本件でも現物ではなくそれと等価の現金で支払いを行う設計もありうる。一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職後に支給される特徴を有する株式給付規程は、信託を通じて自社の株式を交付する仕組みの有無にかかわらず、退職給付制度の一形態であると判断されるのではないかと考える。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて退職以後に給付を支給する(退職給付会計基準第3項)という特徴を有する制度は、信託を通じて自社の株式を交付する仕組みの有無にかかわらず、退職給付制度の一種として退職給付会計基準等が適用を検討すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給付の支給方法や積立方法が異なっているとしても退職給付であることに違いはなく、企業会計において退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものとしている退職給付会計の基本的な考え方に照らして明らかなためである。</li> <li>・第44項において、「ポイントの行使により自社の株式を含む現物が交付される場合については、同基準及び同指針では取扱いが定められていないため、これらの基準等は、直接は適用されないものと考えられる。」とされている。しかしながら、退職給付会計基準においては、退職給付が現金で支払われる場合に限定されるとの明記はなく、現物で給付が支払われることを排除していると判断することはできないものと考えられる。</li> </ul>	
<p>6) 適用対象は福利厚生を目的とした取引に限定されると理解してよいか明確化してほしい</p>	<p>第3項及び第4項で、従業員への福利厚生を目的とした取引が前提とされていることを踏まえると、当該目的としている取引の場合にのみ、本実務対応報告に従った会計処理を行うという理解でよいか。</p> <p>また、その場合、仮に信託の契約期間の途中で解約され信託の設定目的が遂行されないことが明らかになった場合、どのような会計処理を行うべきかについて明示していただきたい。</p>	
<p>7) 適用対象範囲をより明確化してほしい</p>	<p>結論の背景の第24項において、第3項、第4項に記載された内容と大きく異なる取引について、本実務対応報告の対象となるかどうかの判断に混乱が生じることを避けるため、「概ね以下から構成される」という表現を用いたということだが、対象範囲をより明確化するようご検討頂きたい。</p>	
<p>8) 従業員以外の者(役員等)を対象とするものが適用対象となるか否かを明示して</p>	<p>公開草案第1項「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」については、役員(取締役、監査役及び執行役員等)を対象として導入されるケースが出てきている。このため、第1項において、従業員には役員を含むものとして定義するか、結論の背景において、役員を対象とするものについても当該取扱いが適用される旨を明らかにすべきである。</p> <p>本実務対応報告(案)では、従業員又は従業員持株会に信託を通じて交付する取引を対</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
ほしい	<p>象とするとしているが、「概ね以下から構成される」ともされているため(第3項及び第4項)、従業員ではなく役員に信託を通じて交付する取引が本実務対象報告(案)の適用対象に含めるべきか否かについて明確ではない。役員に信託を通じて交付する取引を導入する事例も見受けられることから、実務上の混乱を避けるため、当該取引が適用対象となるか否かを明示していただきたい。</p> <p>近年では役員向けのインセンティブプランとして信託を通じて自社の株式を交付する取引の事例も見られるところであり、従業員以外の者(例えば、役員等)を受益者とする信託についても本実務対応報告が適用されるか否かについて、明確にすべきである。</p>	
9) 子会社の従業員を対象とする取引を適用対象であることを明確化すべきである	<p>実務対応報告の適用範囲には自社の従業員のみならず、子会社の従業員が含まれることを示すべきである。また、これに対応し、実務対応報告の目的についても、適宜必要な修正を施すべきである。</p> <p>公開草案における実務対応報告が対象とする取引の範囲は「自社の株式を交付する取引」とされ、当該取引が対象とされている(公開草案第2項から第4項参照)。しかしながら、持株会社方式を採用している企業グループにおいて、純粋持株会社が傘下の事業会社従業員を対象に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行うようなケースもあり、これらに対応できるように脚注等で補足すべきであると考えられる。</p> <p>(注:子会社の従業員を対象とする取引の会計処理上の取扱いについてのコメントは50に記載されている。)</p>	
10) 自社の株式以外のグループ会社株式(親会社株式、子会社株式等)を交付する取引が適用対象となるか否かを明示してほしい	<p>純粋持株会社傘下の事業会社が委託企業となり信託を設定し、自社の従業員を対象にスキームを構築するが、交付する株式は上場会社である純粋持株会社の株式とするようなケースもみられる。このような場合には、交付する株式は「自社の株式」ではないことから、本実務対応報告の適用範囲に含まれるのかどうかを明示すべきではないかと考えられる。</p> <p>(注:親会社株式を交付する取引の会計処理上の取扱いについてのコメントは「その他」の11に記載されている。)</p> <p>近年では、自社の株式ではなく親会社や子会社、関連会社等のグループ会社の株式を交付する取引の事例も見られるところであり、信託を通じて自社の株式以外のグループ会社株式を交付する取引についても本実務対応報告が適用されるか否かについて、明確にすべきである。</p>	
11) 第3項及び第4項に示され	<p>本公開草案の「範囲」で示される「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」及び「自社の株式を受け取ることができる権利(受給権)を付与された従業員に</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
た条件、第5項(1)(2)に示された要件及び第6項、第10項の説明の関係を整理すべきである	<p>信託を通じて自社の株式を交付する取引」を構成する条件(第3項、第4項)、及び、「会計処理」で示される総額法を適用するための二つの要件(第5項(1)(2)、及び、関連する説明規定(第6項、第10項))の関係を整理し、本公開草案の対象となる取引を明らかにすることは、実務上の対応を容易にすると考える。</p> <p>本公開草案の対象となる取引を構成する条件(第3項、第4項)と会計処理の要件(第5項、第6項、第10項)とをそれぞれ個別に定めることは、総額法の対象となる信託の取引かどうかの判断を複雑にするものとする。</p>	
<b>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</b>		
(個別財務諸表における処理：総額法の適用)		
12) 総額法の適用に賛成する意見	<p>期末に総額法を適用することは、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の脚注10なお書きに示された考え方、及び、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」の自益信託の取扱いと整合する取扱いである。</p>	
13) 総額法の定義・説明を整理すべきである	<p>総額法の定義を、実務対応報告の会計処理も踏まえて整理すべきである。</p> <p>脚注6において総額法とは、信託の損益を企業の損益として損益計算書に計上することを意味するとしているが、ここでの「損益」は、当期純利益に計上されるものを表すものであるため、「純損益」とすべきである。また、本実務対応報告の定めによると、信託の純損益は、脚注6にあるように企業の純損益として損益計算書に計上されるのではなく、企業の貸借対照表において資産又は負債として計上されるため(公開草案第8項(2))、これを踏まえた総額法の定義とすべきである。</p> <p>第5項脚注6における総額法の説明として、「信託の損益を企業の損益として損益計算書に計上することを意味する」とあるが、企業の財務諸表に取り込むのは「信託の財産」のみであり資産及び負債のみの総額法(損益は第8項(2)の処理)であることから、総額法に関する記述の見直しを行うべきである。本実務対応報告(案)の第8項(2)、第14項(2)及び第35項では、信託における損益は最終的には従業員に帰属するため、将来精算されることになる仮勘定として企業の資産又は負債に計上するとされており、第5項脚注6における総額法に関する記載と整合しないためである。</p>	
(個別財務諸表における処理：自己株式処分差額の認識時点)		
14) 公開草案の方針に異論はない	<p>企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する会計処理の方針については、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第5項に従った取扱いであり、自己株式の処分先が他益信託のため信託が企業と同一の存</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	在とはみなせないことを踏まえれば、この方針に異論はない。	
15) 自己株式処分差額の認識時点について公開草案の提案となった根拠の記載を加筆すべき	<p>自己株式処分差額の認識時点及び期末における総額法等の会計処理といった論点については、それぞれ結論の背景に検討の過程が示されている(公開草案第28項から第31項、第32項から第35項)。しかしながら、これらの記載について、複数の会計処理にそれぞれ根拠があるとしながら、採用した会計処理の理論的な説明の記述が十分ではないように思われる。このため、会計処理の根拠を明瞭に示すという意味で、結論の背景における記述を充実させるべきであると考え。</p> <p>自己株式処分差額の認識時点について、「企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法」が採用された根拠が第28項から第31項及び第40項から第42項にわたって記載されているが、以下の理由から根拠としては十分ではないと考えられるため、記載の追加を検討していただきたい。</p> <p>①自己株式処分損益を認識するにもかかわらず、その元本を引き続き貸借対照表に計上することとなる処理について、会計上の考え方の観点からどのような整理がなされたのかについて結論の背景で示していただきたい。</p> <p>②自己株式処分差額の認識について、現行の実務では「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」を採用している事例よりも本実務対応報告(案)の方法を採用している事例の方が少ないのではないかと懸念される。よって、多数の導入実績を踏まえ実務上の処理方法の分析結果を結論の背景で示していただきたい。</p> <p>また、本実務対応報告(案)の方法は、税会不一致となるなど複雑な会計処理が必要になるとも思われるが、この点、実務上の負担を踏まえても当該方法を採用したことについて結論の背景に示していただきたい。</p> <p>期末に総額法を適用して信託財産を企業の財務諸表に計上する方法をとりながら、自己株式処分差額を信託への処分時に認識するとした結論の背景を明らかにすることが適当と考える。</p>	
16) 他益信託は企業と同一の存在とみなせないとの解釈が他の会計処理に影響を及	第31項の「自己株式の処分先である信託が他益信託であり信託が企業と同一の存在とはみなせないことをより重視し」という理由について、受益者が特定されていない他益信託については包括的な会計基準が策定されていない中で、この解釈が安易に信託会社などのスキーム組成者に使われることにより他の会計処理(連結範囲の判定、関連当事者の判定、他益信託を利用した不動産や金融資産のリスクのオフバランス取引など)に対して影響を及ぼす可能性が危惧される。このため、他の会計処理(連結範囲の判定、関	



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
ぼさないことを明記してほしい	連当事者の判定、他益信託を利用した不動産や金融資産のリスクのオフバランス取引など)には影響を及ぼさないことを明記していただきたい。	
17) 会社法上の取扱いとは異なるとの記述を修正してほしい	第30項の「上記の会社法上の取扱いとは異なる処理となる」という記述について、これまで「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」を採用してきた企業に対して、会社法に抵触するかのような疑念を生じさせるおそれがある。このため、当該記述は修正を検討していただきたい。	
18) 信託が市場ないし第三者から自社の株式を購入した場合の取扱いを記載すべき	信託が市場ないし第三者から自社の株式を購入した場合、自己株式の処分差額は認識されないと考えられるが、この点を結論の背景ないし設例の中で確認的に記載すべきである。	
(個別財務諸表における処理：期末における総額法等の会計処理)		
19) 自己株式の取得に関する付随費用の処理を明確化すべきである	総額法を適用して自己株式を計上する際に、信託における帳簿価額(信託における購入価額に付随費用を加えた額になると考えられる。)をそのまま自己株式として計上するか、又は帳簿価額に含まれる付随費用は営業外費用として処理するののかについて、明示すべきである。	
20) 売却差損益・配当等の純額が負の値となる場合に資産を計上すべきではない	第8項(2)では、「信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する。」としているが、負の値となる場合においては、信託において資金不足の状況にあるため、その資産性について正当化することが困難であることから、資産計上することは適切ではないと考える。	
21) 売却差損益・配当等の純額が正の値となる場合の負債の相手勘定	第8項(2)では、「信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する。」としているが、正の値となる場合においては、その負債の相手勘定として計上される現預金等の資産は、拘束性を有するものであるため、企業が保有する資産と区別して会計	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
である現預金等は企業の保有資産と区別すべきか等を明確にすべき	処理すべきかどうか、または、注記によって開示すべきかどうかについて明確にしたい。	
22) 負債性の引当金を計上した場合における引当金繰入額の損益計上区分を明示すべき	本実務対応報告(案)の第8項(3)では、「信託終了時に企業が信託の資金不足を負担する可能性がある場合には、企業会計原則注解18に従い、負債性の引当金の計上の要否を判断する。」とされているが、当該引当金繰入額は営業損益区分において処理することを明示すべきである。	
23) 貸借対照表等の相殺表示が求められるかどうかを明確化すべき	総額法の適用による相殺表示等について、定めを設けるべきである。 信託の決算を取り込んだ上で、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書における相殺表示が求められるものであるのかどうか不明なため、これらを明示すべきである。	
(連結財務諸表における処理：子会社又は関連会社への該当の判定)		
24) 公開草案の整理に異論はない	総額法により個別財務諸表に計上した信託について、子会社又は関連会社に該当するかどうかの判定を要しないとする整理については、連結論点整理の脚注10に沿った取扱いであり、信託実務対応上の合理性の観点からも、この整理につき異論はない。	
(その他)		
25) 新株発行方式や市場取得方式の取扱いを明記すべき	「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理」において、新株発行方式や市場取得方式の取扱いを明記することをご検討いただきたい。	
<b>受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</b>		
(個別財務諸表における処理：従業員へのポイントの割当等に関する会計処理)		
26) 公開草案の方針に賛成す	従業員へのポイントの割当等に関する会計処理において、信託が株式を取得した時の株価を基礎として費用及び引当金を計上する会計処理の方針については、企業の負担が信	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
る	<p>託に資金を拠出した時点で確定していること、自社の株式を用いたインセンティブ・プランとして類似性があるストック・オプションにおける会計基準（企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」）と平仄が取れていることから、この方針に異論はない。</p> <p>従業員へのポイントの割当等に関する会計処理に関しては、その実態から、結論の背景にもあるようにストック・オプションとの類似性を重視することで、経営者がスキームを導入した意図を的確に財務諸表に反映することができると考えられることから、公開草案における提案に賛成する。</p>	
27) 信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法を採用した理由をより明確化してほしい	<p>本公開草案においては、ストック・オプションとの類似性が高いことに着目した会計処理であるということを意見の一つとして、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」を支持している。しかしながら、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする」点については、必ずしもストック・オプションの会計処理と整合していないと考えられる。したがって、必ずしもストック・オプションの会計処理と整合していない点を含む会計処理が採用されている理由を明らかにすることが適切と考える。</p> <p>更に、最終的には、実務面の煩雑さや便宜を考慮し、「信託による株式取得時の株価を基礎として費用を算定する会計処理」を採用したことが明らかになるように結論の背景で解説することが適切と考える。</p>	
28) 信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法に同意できない	<p>「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」が採用された根拠が十分に記載されていないため、本実務対応報告(案)が採用した方法に同意することができない。</p> <p>(理由)</p> <p>①本実務対応報告(案)が示す方法は、従業員へ交付する自己株式をいつどのように調達したか(財務活動の結果)によって、労働サービスに対する費用が決定される考え方もいえるが、労働サービスに対する費用は、提供を受けたサービスの価値を基礎として測定されるべきものと考えられる。</p> <p>②第29項や第31項の記載を踏まえると、信託は、企業とは同一の存在とみなせないというスタンスであるように窺えるが、一方で、信託の行為によって、企業が提供を受ける労働サービスの費用額を決定するという考え方とは一貫性が保持されていないと考えられる。</p> <p>③「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>の考え方においては、自己株式処分差額の認識時点について、信託から従業員へ自己株式を交付した時点とするという考え方に基づいていると考えられる。このため、当該方法の前提となる考え方を示すことなく、第51項で「企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法」を採用することを前提に「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」を支持しないとする意見として並列的に記載することは、当該方法を採る考え方について誤解が生じる可能性がある。</p> <p>④ 第51項(2)で「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」を採った場合には、「信託から従業員への株式の交付時に、信託による株式の取得価額とそれまでの引当金計上額との精算による損益を計上することとなるが、その損益の性質を意味づけることが難しい。」との記載がなされている。しかしながら、仮に当該方法を前提とした場合でも、当該損益は、企業の意味による信託設定を行い、その信託から期待した運用と実際の株価実績との差額として生じたファンディング損益としての性質を有するものと説明づけることができると考える。</p> <p>⑤ 第51項(3)の記載は事実の記載であり、会計上、不合理とする理由には相当しないと考える。</p>	
<p>29) 特定株主からディスカウント株価で取得する場合に基礎とすべき株価を明示すべき</p>	<p>信託が市場から株式を所得するケースと信託が企業の自己株式を取得するケースがあるが、信託が特定株主からディスカウント株価で所得するケースの場合、ポイントの割当費用の参考となる株価は、その日の市場時価で考えればいいか、又はディスカウント後の株価で考えればいいか、どちらか。</p>	
<p>(個別財務諸表における処理：期末における総額法の会計処理)</p>		
<p>30) 預り金を原資として自社株式を取得する場合等の処理を明示すべき</p>	<p>公開草案第14項(2)の「信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には企業において資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する」に関連して、「預り金」を原資として自社株式を取得する場合の具体的な処理について考え方を示していただきたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
31) 配当金等の純額に係る会計処理は当該純額に関する負担関係の契約内容に従う旨を追記すべき	<p>期末における総額法の適用に当たり、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額に係る会計処理は、当該純額に関する負担関係の契約内容に従う旨を追記すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>従業員に信託を通じて自社の株式を交付する一般的な受給権を付与された取引の信託契約においては、信託終了時に当該純額が負の値となる場合には企業が現金準備金勘定への追加拠出を行うことが定められているものもあり、そのような場合においても当該企業の資産として計上することは、資産性の観点からは適切ではないと考えられる。</p>	
<b>開示等</b>		
32) 公開草案の内容に賛成する意見	<p>企業の開示に基づく企業間の比較可能性の向上を図る観点からは、開示等で示された内容で必要にしてかつ十分なものであり、妥当なものとする。</p> <p>財務諸表を利用する立場から、第16項で取引の概要など、第17項で1株当たり情報、第18項で株主資本変動計算書に関して、注記による開示の取扱いを明確に定めたことを高く評価している。</p>	
33) 四半期及び年度の連結財務諸表への注記について明確化すべきである	<p>連結財務諸表への注記要請について明示されていないが、四半期も含めその取扱いを確認したい。</p>	
34) 取引の概要の注記の例示として議決権の行使等を明示してほしい	<p>取引の概要をより明解に把握できる様に、『公開草案』の第16項(1)の「取引の概要」で開示すべき項目を、具体的に例示することを提案する。現状では、信託の保有する自社の株式に属する議決権の取扱いや行使の方針などに関する情報が、第16項(1)の開示に含まれるかどうかが明確でなく、議決権がどの様に行使されるのか利用者が判断できない可能性を懸念するためである。</p>	
35) 取引の概要の注記が総額法を適用している旨のみであるか否かを	<p>本実務対応報告(案)の第16項(1)においては、適用範囲に含まれる取引を行っている場合、各期において「取引の概要」を注記することとされている。「取引の概要」として注記が必要とされる項目が「総額法を適用している旨」なのか、又はそれ以外の詳細開示も必要なのか、明確にすべきである。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
明確化すべき		
36) 1株当たり情報の注記に関して支持する	『公開草案』の「結論の背景」は第62項で、「信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の1株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数、帳簿価額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めた信託の保有する株式の期中平均株式数を注記することとした。」と述べている。この様に財務諸表の利用者への十分な配慮がなされているため、我々は『公開草案』の17項と18項の注記に関する提案を支持する。	
37) 分配可能額の算定に及ぼす影響について、会社法との取扱いの整理を図ってほしい	信託が保有する株式は通常の自己株式と異なり自益権及び共益権を有することから同列に取り扱うべきでないとの見解は記載されている(公開草案第60項)一方で、期末における総額法等の適用における定めにおいて信託が保有する自社の株式を自己株式として計上するものとしている。分配可能額の算定に及ぼす影響について、会社法との取扱いの整理を図っていただきたい。	
38) 企業が行った債務保証についての偶発債務の注記の要否を明確すべき	「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」において企業が行った債務保証について、保証対象である借入金オンバランスとなっている一方、履行による資金負担が損失に計上される可能性があり(公開草案第8項(3))、偶発債務としての注記の要否が明確でないため、この点を示してほしい。	
39) より多くの情報を注記すべき	投資家等の財務諸表利用者が取引の影響を把握するために、本実務対応報告(案)が定めている注記事項には、以下の事項を含めることが必要と考える。 ・第8項(2)、(3)、第12項、第14項(2)の定めにより計上される資産又は負債の額 ・第3項の取引については、信託における借入金の支払利息額 ・信託契約期間 ・第4項の取引については、受給権の内容、規模(付与数等)	
40) 総額法の適用により計上された借入金に係る支払利	総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額の注記(第16項(3))と併せて、当該借入金に係る支払利息が企業の損益計算書に計上されていない旨の注記を求めらるべきである。また、総額法の適用により計上された借入金、連結財務諸表規則様式第十号(以下「様式第十号」)に定める「借入金等明細表」に記載すべき借入金に該当するか否か、	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
息が企業の損益計算書に含まれていないことを開示すべき	該当する場合には様式第十号(記載上の注意)2に定める「重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているもの」に該当するか否かについて明確にすべきである。	
41) 配当性向の算出について	配当性向を算出する際、今般の指針に基づくEPSをそのまま用いるべき、それとも、信託保有分を自己株式から除いて再計算したEPSを用いるべきか明示すべきである。	
<b>適用時期及び経過措置</b>		
(適用時期)		
42) 四半期における早期適用の可否と遡及処理の取扱いを明確化すべき	<p>公開草案第19項では、本実務対応報告は、その公表後最初に終了する事業年度から早期適用することができるかとされているが、四半期決算における取扱いが明確ではないため、開示上の取扱いも含め、この点を明らかにすべきと考えられる。</p> <p>本実務対応報告(案)第19項において、「本実務対応報告公表後最初に終了する事業年度から適用することができる。」とされているが、この「事業年度」に四半期会計期間が含まれるか否かを明確にすべきである。また、本実務対応報告(案)第20項においては、本実務対応報告の適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続することができるかとされているが、「事業年度」に四半期会計期間が含まれるとした場合、期首から本実務対応報告公表日までに締結された信託契約について遡及処理する必要があるのかについても明確にする必要がある。</p>	
(適用初年度の期首より前に締結された信託契約の取扱い)		
43) 公開草案の方針に賛成する意見	<p>本制度は、一定期間にわたり継続する取引であり、既に取り開始から数年経過している企業も多数あることを考慮すると、本実務対応報告適用前に実施された会計処理に遡及適用を求めることについては、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる。</p> <p>一方で、企業の開示の観点からは企業間の比較可能性を重視し、本実務対応報告適用前に実施された会計処理に遡及適用を行うニーズもあるものと思われる。</p> <p>従って、本実務対応報告適用前に実施された会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができるとした方針は妥当なものとする。</p> <p>『公開草案』では当該取引の開始から既に数年経過している企業が多数ある点などを理由に、既存の取引について新たな会計方針の適用を行わないことができる旨の経過的な</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>取扱いを定めている。比較可能性の観点からは、既存の取引にも全て新しい会計方針が適用されるのが理想的であろう。しかし、財務諸表の利用者への配慮から、第20項には従来適用していた方法を継続する場合には、各期における注記で開示することが定められており、1株当たり情報などの比較が可能な様に配慮されているため、新たな会計方針の適用を行わないことができる経過的な取扱いにも同意できる。</p>	
<p>44) 従来採用していた方法を継続する場合の取引概要の注記として議決権の行使等を期待する</p>	<p>第20項(1)については、第16項(1)に関して提案したのと同等の開示内容(注)を期待している。</p> <p>(注) 「取引の概要」で開示すべき項目を、具体的に例示することを提案している。現状では、信託の保有する自社の株式に属する議決権の取扱いや行使の方針などに関する情報が、第16項(1)の開示に含まれるかどうか不明確でなく、議決権がどの様に行使されるのか利用者が判断できない可能性を懸念するためである。</p>	
<p>45) 従来採用していた方法を継続する場合は具体的な会計処理を注記すべき</p>	<p>第20項(2)でも、「従来採用していた方法により会計処理を行っている旨」だけでなく、新たな会計方針を採用した企業との比較を容易にするため、従来採用していた方法の具体的な会計処理の内容の記載も追加することを提案する。</p>	
<p>46) 従来採用していた方法を継続する場合の取引の概要の注記は不要</p>	<p>第20項に列挙される注記項目のうち、「(1)取引の概要」が掲げられているが、有価証券報告書で既に開示されていることから記載は不要と考える。仮に記載が必要とされる場合には、その具体的な項目を明記して頂きたい。</p>	
<p><b>その他</b></p>		
<p>(設例)</p>		
<p>47) 「期間按分することも考えられる」の意味を明確化してほしい</p>	<p>設例4件全てにおいて、信託終了時に信託への拠出額の費用処理を行う例を示しつつ、「期間按分することも考えられる」と記載されている。設例では委託者、信託いずれの決算期も3月末とされているが、この前提での「期間按分」の意味が不明確である。信託終了期を含む委託者の会計期間中の四半期を意味するのか、信託終了期を含む委託者の会計期間の前の期間を含めているのか明確にすべきである。また、期間按分の対象と</p>	



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	なる費用は、信託の損益全てであるのか、信託への当初拠出額であるのかを明確にして頂きたい。	
48) 設例におけるA社の会計処理と信託の会計処理を区別して記載すべき	各設例の「2. 会計処理」では、A社における会計処理と信託における会計処理が明確な区別なく示されており、会計処理を理解することが難しいと考える。これを改善するために、A社における会計処理と信託における会計処理を並列させ、時系列に取引時点ごとに示すことが適当と考える。	
49) 信託口の性質に応じた勘定科目を使用すべき	各設例の「2. 会計処理」のA社及び信託における会計処理に示される「信託口」には、信託の設定及び運営の諸費用に充当するために企業から信託に支払われた仮払金の性質を有するものと、信託内における受益者に帰属する純額の預り金（または、預け金）の性質を有するものがあると考えられる。それぞれの性質に基づいて異なる会計処理が想定されているにも拘らず、同一の「信託口」という勘定科目を利用していることから、会計処理を理解することが難しいと考える。これを改善するために、それぞれの「信託口」の性質に基づいた勘定科目等を使用することが適当と考える。	
50) 設例1と2の時価の意味を明らかにすべき	[設例1]の前提条件に含まれる「(4) 信託におけるA社株式の売却時(X1年4月からX2年3月)」、「(6) 信託から持株会へのA社株式の売却時(X2年4月からX3年3月)」及び、[設例2]の前提条件に含まれる「(6) 信託から従業員持株会へのA社株式の売却時(X2年4月からX3年3月)」の表現は、どの時点の時価が利用されているのかが不明瞭である。この点については、実務上、取引時点の時価が存在することを考慮し、特定の時点の時価であることを明らかにすることが適当と考える。	
51) 信託による自社の株式の取得が複数回行われる場合の設例を設けることが適当である	本公開草案においては、信託による自社の株式の取得が複数回にわたって行われる場合の会計処理が言及されている(第12項、第13項、第56項)。このような場合の会計処理は実務上の対応が難しいと考えられるが、設例が示されていない。本公開草案に基づいた会計処理を明らかにするため、このような取引を前提とした設例を含めることが適当と考える。	
52) 設例1と2の債務保証損失、受取保証料	信託終了期の企業の損益計算書の表示について、設例2では債務保証損失と福利厚生費は別表示とされているが、福利厚生費としてまとめて表示することも容認すべきである。同様に、設例1、2における受取保証料も福利厚生費に含める事を容認すべきである。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
は福利厚生費に含めることを容認すべき	さらに、設例1、2における信託終了前の企業の損益計算書の表示についても、受取保証料が独立表示とされているが、福利厚生費に含める事を容認すべきである。	
(関連当事者、関連当事者取引)		
53) 信託が関連当事者に該当するかどうかを明確化すべき	本実務対応報告(案)が対象とする信託が、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」(以下「関連当事者会計基準」という。)第5項(3)で定める関連当事者に該当するかどうか、又は関連当事者との取引に関する開示が必要となるのかどうかについて、明確にすべきである。なお、関連当事者との取引に該当する場合であっても、総額法で会計処理され取引は相殺消去されていることから開示対象外とするのか、又は自己株式処分差額については消去されないが別途の開示があるため開示不要とするのか、といった点も検討を要するものとする。	
54) 関連当事者と信託との取引が関連当事者との取引に該当するかどうかを明確化すべき	仮に信託が会社の関連当事者には該当せず、会社と一体と捉えた場合、関連当事者と本実務対応報告(案)が対象とする信託との取引が、関連当事者会計基準第10項に定める開示対象となる関連当事者との取引に該当するかどうかについて、明確にするべきである。	
(受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引において信託への委託企業と対象従業員の所属企業が異なる場合の会計処理上の取扱い)		
55) 子会社の従業員を対象とする取引を適用対象とした場合にはストック・オプション適用指針を参照することを明示すべき	「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」において、親会社(委託企業)が子会社の従業員を対象に自社の株式を交付する場合の会計処理の考え方については、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下「ストック・オプション適用指針」という。)第22項に定められる「親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の取扱い」の考え方が参考になるものと思われる。このため、本実務対応報告においても、ストック・オプション適用指針第22項を参照するような形とし、子会社従業員が対象になる場合には同項も参考に会計処理を検討すべき旨を示すべきと考えられる。	
(信託への委託企業が自社の親会社株式を従業員等に交付する場合の会計処理上の取扱い)		
56) 親会社株式	委託企業が信託を設定し、自社の従業員を対象にスキームを構築するが、交付する株式	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
を交付する取引を適用対象とした場合の処理を示すべき	は上場会社である委託企業の親会社の株式とするようなケースの会計処理を示すべきと考えられる。	

ディスカッション・ポイント

上記のコメントへの対応案について、ご意見があれば伺いたい。

以上